新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付

償還(返済)開始のご案内

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 富山県コロナ特例貸付償還事務室

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付」の償還(返済) 開始にあたって、以下のとおりご連絡いたします。

必ず、内容をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(ご案内の内容)

- 1. 償還開始のお知らせについて (☞ P.2)
- 2. 償還(返済)方法について(**►** P.4)
 - ― 口座振替による償還(返済)方法
 - ― 払込取扱票による償還(返済)方法
- 3. 住所、氏名に変更がある場合について (► P.7)
- 4. 市町村社会福祉協議会のご案内・連絡先一覧(► P.8)
- 5. 自立相談支援機関のご案内・連絡先一覧 (☞ P.10)
- 6. 留意事項 (☞ P.12)
- 7. 預金口座振替依頼書の返送(提出)期限日(☞ P.12)
- 8. お問い合わせ先 (☞ P.12)

同封資料

- ○償還開始のお知らせ(A4判)
- ○償還開始のご案内(本冊子)
- ○償還免除のご案内(A4判)
- ○預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書) ※記入例と3枚複写になっています。
- ○返信用封筒(受取人払い)
 - ※償還事務室宛になり、預金口座振替依頼書を送付する際に使用してください。 受取人払いにしていますので、切手貼付不要です。
- ○払込取扱票(3回分)

1. 償還開始のお知らせについて

「償還開始のお知らせ」(A4 判)を同封しております。(P.3 に例があります) 各項目についての説明は、以下のとおりですので、ご確認ください。

	項目	名		説明	
資	金	名	称	資金種類の名称	
貸	亿	t	額	決定した貸付金額	
償	還	済	額	既に償還(返済)している金額	
償	還	残	額	貸付額から償還済額を引いた金額	
据	置	期	間	支払いを猶予する期間	
償	還	期	間	償還(返済)の期間	
償	還	金	額	月賦期間中の毎月の償還(返済)金額	
償	還		数	償還(返済)の回数	
資	金 =	ı —	۲	資金種類の符号	
貸	付二	<u> </u>	7	貸付番号	

<u>償還(返済)は、令和5年1月1日から開始</u>されます。

「2. 償還(返済)方法について」(P.4~)において、償還(返済)方法を記載して おりますので、ご確認ください。

なお、<u>口座振替の場合は、毎月27日に登録された口座から引き落としになります</u>。つきましては、<u>令和5年1月27日が、最初の引き落とし日</u>になります。(以降、毎月27日に引き落としいたします。)

また、<u>払込取扱票の場合は、北陸銀行、富山第一銀行、郵便局にて、</u> **令和5年1月1日から令和5年1月31日までに払込み**していただくことになります。(以降、毎月1日から末日までが払込み期間になります。) 詳細については、以降のページをご確認ください。

「償還開始のお知らせ」(A4判)例

930-0094 富山県富山市 安住町5番21号 令和 4 年 10 月 20 日

富山 太郎 様

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会会 長新田八朗 (公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ 緊急小口資金 分

緊急小口資金の第1回目の償還期日(入金期限)は令和5年1月31日です。

【口座振替による償還】

原則として、口座振替(自動引落し)での償還(返済)をお願いいたします。「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」に必要事項を記入し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、同封している返信用封筒にて送付(返送)ください。

令和 4 年 11 月 30 日 (水) までに送付 (返送) いただいたものは、書類の不備がない場合、令和 5 年 1 月 27 日 (金) から引き落としが始まります。

口座振替によって償還される場合、振替日に残高不足にならないよう、必ず前日までに残高をご確認ください。毎月、27 日に引き落としを行う予定(27日が土日祝日の場合、翌営業日)です。

なお、振替ができなかった場合、当該月分を払込取扱票でお支払いいただきますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【払込取扱票による償還】

払込取扱票によって償還される方は、期日までに所定の払込取扱票でお近くの北陸銀行、富山第一銀行、または郵便局からお支払いください。

【令和4年10月20日時点】

			1 15 12 . 1 20 / 3 20 21 3 / 11/2
資金名称		緊急小口資金	
借受人氏名	富山 太郎		
貸付額	200,000円		
償還済額	0円	償還残額	200,000円
据置期間	(至)令和4年12月31日		
償還期間	02年 00ヶ月	(自)令和5年1月1日	(至)令和6年12月31日
償還金額	第1回目以降	8,330円	合計 24 回
償還回数	最終回	8,410円	※月賦払い
資金コード	KA	貸付コード	0123456

厳守事項等について

- 1.貸付金は、申込まれたときの計画により使用すること。
- 2.借入期間中は下記のお問い合わせ先に相談すること。
- 3.期日までに償還金(元金及び利子)を納めること。
- 4.借受人に次の事項が生じた時は、直ちに届け出ること。
 - (1)住所等の変更があったとき
 - (2)改名・改姓したとき
 - (3)その他、世帯の状況に著しい変更があったとき
- 5.次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
 - (1)借入金を、他に流用したとき
 - (2)虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき
 - (3)故意に貸付金の償還を怠ったとき
- 6.償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年
- 3.0%の延滞利子を徴収します。
- ※令和2年3月末までの貸付に係る延滞利子は5.0%

くお問い合わせ先>

富山県社会福祉協議会 コロナ特例貸付償還事務室

TEL 076-403-6860 (平日9:00~16:00)

英語版 (English) はこちらから→



2. 償還(返済)方法について

償還(返済)方法は、「口座振替」と「払込取扱票」による償還(返済)の2つの方法があります。

払込取扱票での償還は、手数料が有料(借受人負担)となる場合がありますので、 原則として、口座振替での償還(返済)をお願いいたします。

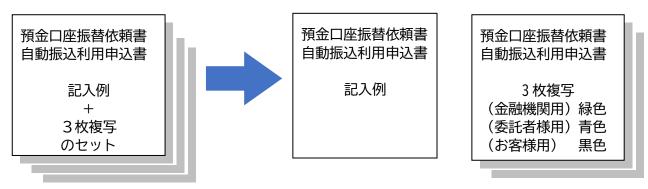
詳細については、以下のとおりです。

【口座振替による償還(返済)方法】

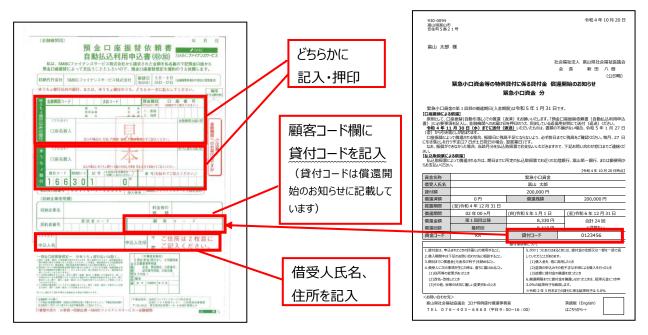
内容	借受人が指定する金融機関の口座から、 <u>毎月27日に自動引き落と</u> しにより償還(返済)	
手数料	無料 (本会負担)	
手続き	同封している「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」に 記入し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、返信用封筒にて送付 ください。 <u>提出期限:令和4年11月30日(水)</u>	
最初の償還 (返済)	令和 5 年 1 月 27 日	
償還(返済)日	毎月 27 日	
備考	 ※提出期限までに「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」が届かなかった場合や不備があった場合、手続きが間に合わず、初回の償還(返済)については、払込取扱票での対応になる場合があります。 ※不備等により口座振替の手続きができなかった場合は、ご連絡いたします。 ※緊急小口資金、総合支援資金の両方を借りた方は、「預金口座振替依頼書」の提出は1通で結構です。1通で両方の資金の口座振替の手続きを取ります。 	

「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」における留意点

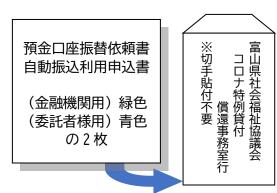
①1枚目の記入例のみを切り離してください。残りは3枚複写(金融機関用、委託者様用、お客様用)となります。



- ②記入例を見ながら、3枚複写の一番上(金融機関用)の太枠内を記入してください。
- ③必ず、記載した金融機関へのお届け印を3枚複写(金融機関用、委託者用、お客様用)の指定された場所に、それぞれ押印してください。



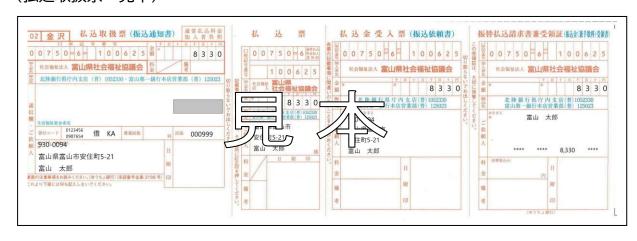
④3枚複写の3枚目(お客様用)を切り離し、 1枚目(金融機関用)と2枚目(委託者様用) を返信用封筒(償還事務室行の封筒※切手不要) を使用し、<u>令和4年11月30日(水)までに</u> 届くよう、送付(返送)してください。



【払込取扱票による償還(返済)方法】

内 容	北陸銀行、富山第一銀行、郵便局にて払込取扱票により償還(返済)
手数料	北陸銀行、富山第一銀行は <u>無料</u> (本会負担) 郵便局は現金扱いの場合、 <u>有料</u> (借受人負担)
手続き	本案内とあわせて、3回分の払込取扱票を同封しておりますので、ご利用ください。4回目以降は、「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」の申込みがない方へ、6回分の払込取扱票を半年ごとに送付いたします。
最初の償還 (返済)	令和 5 年 1 月 1 日~1 月 31 日
償還 (返済) 日	毎月1日~末日までの間
備考	※払込取扱票による償還(返済)は、手数料が本人負担となる場合 があります。

(払込取扱票 見本)



3. 住所、氏名に変更がある場合について

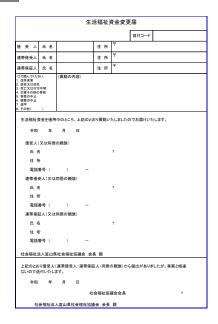
住所、もしくは氏名の変更があった場合は、富山県社会福祉協議会 富山県コロナ特例 貸付償還事務室までご連絡いただき、「**生活福祉資金変更届」**を取り寄せてください。

※富山県社会福祉協議会のホームページから様式を ダウンロードすることもできます。

◎必要書類

- ▶生活福祉資金変更届
- ▶住民票原本(世帯全員分、マイナンバー不要、 届出時点から3か月以内に発行のもの)
- ※住所変更の場合は、新しい住所(転居先)の住民票原本、 氏名変更の場合は、戸籍謄本(抄本)が必要になります。

作成した「生活福祉資金変更届」と住民票原本を、 富山県社会福祉協議会 富山県コロナ特例貸付償還 事務室に送付(提出)してください。



様式:生活福祉資金変更届

- ○住所・氏名変更届(様式)のダウンロードについて
- (1) 検索サイトから「富山県社会福祉協議会」と入力し、検索してください。

富山県社会福祉協議会

Q 検索

(2) 富山県社会福祉協議会のホームページを開き、トップページ上部にある 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等の特例貸付を借入された方へ」のバナーをクリックしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等の特例貸付を借入された方へ

(3)ページ下部にある、

「生活福祉資金変更届」(Excel)をクリックして ダウンロードすることができます。

※右の QR コードから富山県社会福祉協議会のホームページにアクセスできます。



4. 市町村社会福祉協議会のご案内・連絡先一覧

特例貸付のお金を借りたけど、 生活がうまくいかない・・・。 介護、障害、子育てなどの 支援で解決できることがあるか もしれません。 一人で悩まないで、 まずは相談してみませんか?

社会福祉協議会では、誰もが安心して、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が送れる福祉のまちづくりを目指しています。

社会福祉協議会ではできないことも、 関係支援機関等へつないだり、 連携して相談対応や支援を行います。

介護福祉

障害子育で

相談窓口

お住まいの市町村にある社会福祉協議会

※次頁に富山県内の市町村社会福祉協議会の一覧表があります。

市町村社協名	事務局所在地	電話番号
富山市社会福祉協議会	富山市今泉 83-1 総合社会福祉センター内	076-422-3414
大沢野細入支所	富山市春日 96-1 富山市大沢野健康福祉センター内	076-467-1294
大 山 支 所	富山市上滝 523-1 富山市大山地域市民センター内	076-483-4111
八尾山田支所	富山市八尾町福島 200 富山市八尾健康福祉総合センター内	076-454-2390
婦 中 支 所	富山市婦中町羽根 1105-7 富山市西保健福祉センター内	076-469-0775
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町 1-7-30 高岡市社会福祉協議会館内	0766-23-2917
福岡支所	高岡市福岡町大滝 22 高岡市福岡健康福祉センター内	0766-64-8114
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋 2-13-26	0765-23-0899
氷見市社会福祉協議会	氷見市鞍川 975 氷見市社会福祉会館内	0766-74-8407
滑川市社会福祉協議会	滑川市寺家町 104 滑川市役所東別館内	076-475-7000
黒部市社会福祉協議会	黒部市金屋 464-1 黒部市福祉センター内	0765-54-1082
宇奈月支所	黒部市宇奈月町浦山 2111 黒部市宇奈月町老人福祉センター内	0765-65-1165
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町 8-17 砺波市社会福祉会館内	0763-32-0294
庄 川 支 所	砺波市庄川町青島 385 砺波市庄川農村環境改善センター内	0763-82-3520
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷲島 15 小矢部市総合保健福祉センター内	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会	南砺市井波 521 南砺市井波社会福祉センター内	0763-82-0906
サテライト	南砺市荒木 574	0763-52-1222
射水市社会福祉協議会	射水市戸破4200-11 救急薬品市民交流プラザ2階	0766-55-5203
新凌支所	射水市三日曽根 9-18 射水市新湊交流会館内	0766-82-8450
舟橋村社会福祉協議会	舟橋村仏生寺 55 舟橋村役場内庁舎 2 階	076-464-1847
上市町社会福祉協議会	上市町湯上野 1176 上市町保健福祉総合センター 「つるぎふれあい館」内	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	立山町前沢 1169 立山町元気交流ステーション 3 階	076-463-3356
入善町社会福祉協議会	入善町上野 2793-1 入善町健康交流プラザ「サンウェル」内	0765-72-5686
朝日町社会福祉協議会	朝日町泊 418 朝日町五差路周辺複合施設 2階	0765-83-0576

5. 自立相談支援機関のご案内・連絡先一覧

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

(Notice on the provision of consultation services regarding money, employment, housing, and other matters related to daily living)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか?

生活困窮者自立支援制度の相談窓口(自立相談支援機関)では、日々の生活の こと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に 向けた提案や、解決までのお手伝いをします。 おひとりで抱え込まずに、どの ようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



<u>ご相談は、お住まいの市町村や自立相談支援機関の</u> 相談窓口までご連絡ください。

裏面に、富山県内の窓口一覧を掲載しています。

富山県以外にお住まいの方は、厚生労働省ホームページ 『自立相談支援機関相談窓ロー覧』をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf



富山県内自立相談支援機関窓口一覧

- ※あらかじめ受付時間と場所をご確認の上、ご相談ください。
- ※富山県以外にお住まいの方は、厚生労働省ホームページ 『自立相談支援機関相談窓ロー覧』をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf



市町村名	窓口名	住所	電話番号
富山県 (舟橋村、 上市町、 立山町、 入善町、 朝日町)	富山県東部生活自立支援	魚津市新宿 10-7	0765-24-2255
魚津市	- センタ <i>ー</i>	富山県魚津総合庁舎 1F	
滑川市			
黒部市			
富山市	富山市社会福祉協議会	富山市今泉 83 番地 1 富山市総合社会福祉センター	076-422-3414
高岡市	高岡自立支援総合相談窓口	高岡市広小路 7-50 高岡市役所	0766-20-1368
射水市	射水市生活自立サポートセンター	射水市戸破 4200 番地 11 救急薬品市民交流プラザ 2 階	0766-55-5203
氷見市	ふくし相談サポートセンター	氷見市鞍川 1060 番地 氷見市役所 1F	0766-30-2937
砺波市	ほっとなみ相談支援センター	砺波市栄町 7-3 砺波市役所	0763-33-1111
小矢部市	小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷲島 15 総合保健福祉センター1 階	0766-67-8600
南砺市	生活相談支援窓口	南砺市北川 166 番地 1 南砺市地域包括ケアセンター内	0763-23-2009

6. 留意事項

【書類の提出について】

○口座振替依頼書等の書類において、温度変化によりインキが無色になる特殊な 性質を持ったインキを搭載するボールペン等は、使用しないでください。 (例:フリクションインキを搭載したボールペン等)

【償還開始のお知らせ通知について】

○償還開始のお知らせ通知(本案内)と行き違いで、償還(返済)完了、償還免除決 定がなされた場合については、ご容赦ください。

7. 預金口座振替依頼書の返送(提出)期限日

償還(返済)方法を口座振替にする場合は、「預金口座振替依頼書」に記入・押印いただき、以下の期日までに返信用封筒により返送(提出)願います。

預金口座振替依頼書の返送(提出)期限日

<u> 令和4年11月30日(水)</u>

8. お問い合わせ先

- ○貸付金の償還(返済)に関すること
- ○償還免除に関すること

その他、お聞きになりたいことがありましたら、下記までご連絡ください。

〒930-0094 富山県富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館内 富山県社会福祉協議会 富山県コロナ特例貸付償還事務室

TEL. 076-403-6860

受付時間:9:00~16:00(平日)